○新潟県柏崎市建築協定条例

平成９年６月２０日条例第２５号

（趣旨）

第１条　この条例は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６９条の規定に基づき建築協定に関し必要な事項を定めるものとする。

（建築協定）

第２条　土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、住宅地としての環境又は商工業地としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために、その権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定（以下「建築協定」という。）を締結することができる。

（建築協定を締結することができる区域）

第３条　建築協定を締結することができる区域は、次の区域とする。

⑴　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に定める用途地域の指定のある区域

⑵　用途地域の指定のない区域において市長が告示して定める区域

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。